

平成 28 年度 第 2 回安城市市民参加推進評価会議 会議録

日時：平成 29 年 3 月 9 日(木)午前 10 時～正午

場所：安城市役所 第 10 会議室

出席委員：鳥居会長、中根副会長、荻野委員、柘植委員、昇委員、小森委員、加藤委員、
大坪委員

事務局：三星部長、野本課長、澤田課長補佐、満島、神尾、山本

欠席委員：野田委員、山下委員

傍聴者：なし

典礼：

ただいまから平成 28 年度第 2 回安城市市民参加推進評価会議を開催いたします。

(市民憲章唱和)

典礼：

それでは、初めに鳥居会長にご挨拶をお願いいたします。

鳥居会長：

この安城市市民参加評価推進評価会議は、5 年目を迎えます。事務局にお聞きしたところ、平成 23 年 4 月に、市民参加条例ができ、それ以来、毎年この評価会議を進めてきました。今のような評価をする形になって 2 年が経過しています。

この推進評価会議は、市民の公平・公正なご意見がどれだけ入っているか確認する会議です。評価をするために、委員の皆さんも事務局も労力のかかる大変な作業をお願いしています。

時間は決められていますので、皆さんのご意見で会議を円滑に進めたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは早速、議題へ入っていきます。議題 1 「平成 29 年度市民参加対象事項予定に対する評価について」について説明をお願いいたします。

(事務局 No.1～3 の説明)

会長：

対象事項の No.1 から No.3 につきましてご説明いただきました。各対象事項へのご意見、ご意見につきまして補足やご意見などがございましたらお願いします。

小森委員：

意見というより質問ですが、資料の 3-1、No.1 の「第 2 次安城市文化多文化共生プラン」と次の No.2「第 4 次男女共同参画プラン」の「審議会の公開」で、No.2 は全部公開しているが、No.1 は年度毎に実績は公開しないことになっています。これは審議会のような委員会が常設か策定時だけかという違いでこうなっているということですよ。審議会が開かれなくても、年度毎の結果や課題は多分課内でまとめていると思います。それを審議会にかけないと公開できないのかどうかということで、審議会がなくても公開できるのであれば公開していただけるといいと思います。そこは庁内のいろいろな規則やルールがあるので絶対とはいいませんが、できるのならやっていただけるといいのかなと思います。

事務局：

公開する方向で検討させていただきます。

会長：

その他、よろしいですか。よろしいですね。次に No.4 から No.6 について説明をよろしくお願いたします。

(事務局 No.4～6 の説明)

会長：

それでは No.4～6 についての説明がございました。それぞれご意見、ご質問がありましたら挙手していただきたいと思います。

事務局：

先ほどの説明で少し補足をさせていただきます。

例として、資料 3 の 5「のあんジョイプラン 8 の策定」のご意見に、「審議会の公募委員が全体の 5 分の 1 となるように検討していただきたい」と、載せています。皆様方からいただいた意見の中には、公募委員がもう少し多い方が良いとか、例えば 2 人のところが 3 人の方が良いとか、それぞれご意見をいただいています。総体として、「もっと公募市民を増やすべきだ」というご意見だと思います。ただし、何人が妥当なのかというところが、毎回意見をいただく中で、明確な根拠はないというのが現実ではあります。そこで、この審議会については、「市民参加条例」の中で公募市民を 5 分の 1 以上入れることとなっているため、それぞれ特殊な事情がなく、増やした方が良いというものに関しては、極力 5 分の 1 を目指すような形

で、意見に付させていただけるといいかと付け加えています。

委員の皆様のご意見と事務局の考えも踏まえて、5分の1という数字を明記させていただいています。そのあたりでご意見があればお願いします。

会長：

会議のバランスが大事なので、なかなか公募市民が何人というのは難しいと思います。それから一つお聞きしたいのですが、今日も公募できている方がいらっしゃいますが、審議会の委員を公募した時に、定員ぐらいいし応募がないのか、応募が多く選考しているか、応募状況はいかがですか。

事務局：

教育委員会総務課の審議会にて2名の公募市民を募集したところ、9名の応募があったと聞いています。市民協働課の市民協働推進会議では、3名の公募市民を募集したところ、10名以上の方の応募があり、8名を面接し委員を決定しました。

会長：

市民が関心を持って応募していただけるとありがたいですね。公募の方法で出るなら結構ですね。

昇委員：

現状では5分の1を目安とすることはいいと思いますが、その根拠を持つために、例えば5年前は公募委員が何%ぐらいであるか、5年間やってきて、今、何%ぐらいなのかを調べた上で、男女共同参画の女性比率と同じように公募市民を5分の1を目途に引き上げるよう促していったらどうか。

ただし、これはあくまでも原則であって、この委員会の種類によって、例えば固定資産税評価額検討委員会というのをつくったとして、これはかなり専門的です。専門性の高い審議会に公募市民がいてもいいですが、公募市民が半分以上になるのはどうか。やはり専門家が半分以上必要だと思う。だからまずは実績を確認していただいて、それを、今後、5分の1を目安としてやる。ものすごく専門性があるようなことについては、10分の1かもしれないし、それぐらいの幅のある目安ぐらいのものがいいと思います。

私は、市民参加はなるべく増やした方がいいと考えています。しかし、極端な話、市民参加で市民公募の委員が半分以上になったらどうなるか。

三鷹市で女性の市長が、一生懸命市民参加を進めました。その結果、市議会議員選挙で落選

した人が公募委員としていろんな市民参加の場で重要な役割を果たすようになりました。要するに議会選挙で落ちた人が市長の政策の中身を審議して答申し、それが議会に提案されるようになったのです。

地方自治法や憲法には、「市民が選挙で選んだ市議会と市長が物事を決める」と書いてあります。別に公募委員のことは何も法律に書いてない。ところが、市民参加を進めるあまり、市議会選挙で落ちた人が市民公募委員となって意見を言い、その意見によりできた答申が出て、その案が議会に出てくる。これはおかしいのではないかと。

私は、市民参加を進めたほうがいいと思っていますが、市民参加はいいことだからと市民参加を5割6割7割8割増やすということになると、妥当な会ではなくなると思います。何事にもやはりバランスが大事です。少なくとも日本国憲法、地方自治法で保障しているのは、市民が選挙で市長や市議会議員を選挙で選び、基本的にここで物事を決めることです。市民が直接物事を決めることは、基本的に日本の憲法・地方自治法は認めていません。だから、大前提はそこにある。しかし、それだけでは市民の声を反映できないため、なるべく市民公募を増やしていったほうがいいということで進めている。だから市民公募100%にしたら、もし裁判で争われたら違憲の可能性が高いと思う。やはりバランスで考える必要がある。当面の話として、5分の1を目安に頑張る。しかし、審議会の性格によっては、5分の1なくてもよいというぐらいで、今のところは進めてはどうかと考えます。

会長：

バランスを考えながらやってくということですね。事務局は十分わかまえていていると思いますが、よろしくお願ひしたい。

それではNo.4～6の意見はよろしいですね。

次にNo.7番からNo.10までの説明をお願いいたします。

(事務局 No.7～10の説明)

会長：

No.7～10までの説明がございました。ご意見、ご質問ありましたら挙手をお願いします。

小森委員：

すいません、審議会のウェブサイト掲載の話です。市公式ウェブサイトの市民参加と協働のページから審議会に入りそれぞれの審議会をクリックすると各審議会の内容がでてきます。ほとんどはそこからリンクが張ってあり、委員の名簿や議事録が確認できますが、今確認しまし

たら、福祉関係の審議会の所々にリンクが張られていません。福祉のページには多分あると思いますが、やはり市民参加なので参画と協働のところから、この関係は全部リンクを張っていただけると見やすくなるかなと思います。

会長：

事務局からN o 1 からN o 10 までの説明と質問は一応終わりました。

事務局：

資料 3 の 5 全体に対する意見の説明をさせてください。

(事務局：全体に対する意見を説明)

会長：

全体に対する意見の説明がありましたが、何かご意見はありますか。

先ほどは審議会の委員総数で 5 分の 1 というのはもう既に出ましたのでこれはいいと思います。

加藤委員：

審議会を傍聴できるというのは、傍聴する人がいてもいいということですか。傍聴が可能なのでしょうか。「意見は発言できないけれど傍聴はできる」ということでしょうか。

事務局：

はい、閲覧が可能かどうかということです。市公式ウェブサイトに議会の傍聴が何名できますとの記載をしています。

加藤委員：

「この日に審議会がありますので、興味のある方は傍聴してください」ということをお知らせしているのですね。

事務局：

はい、それを市公式ウェブサイトに掲載しています。

28 年の実績について 5 月に予定されていますが、審議会が傍聴できるなど会議の公開について、公開なのか非公開なのかを書くように書式を変更させていただいています。

従来は会議の公開非公開だけでしたが、何をもって公開とするのかということで、次の報告

書では、5つの内容で確認をします。

- ・ 審議会を傍聴ができるかどうか。
- ・ 名簿を公開しているか。
- ・ 議事録を公開しているのか。
- ・ プラン自体を公開しているのか。
- ・ 年度ごとの実績を公開しているのか。

このように、もう少し細かく聞くべきじゃないのかというご意見でしたので今後この調査表に欄を増やしていきます。

加藤委員：

はい、分かりやすくなるということですね。

事務局：

はい。

加藤委員：

構成委員について、市長が認めた人なのか公募市民なのかよく分かりません。

事務局：

こちらにつきましても名簿を公開する際に市長が認めた人なのか、公募市民なのかが分かるように記載していきます。名簿の記載については、平成 28 年に見直していますので、市公式ウェブサイトに掲載している名簿を見ていただくと、どのような分野でこの方は選ばれているのかが分かるように整理させていただいています。ただし今回の資料の中では市民としか書いてない審議会がありましたので、今後の調査シートからは公募市民が何名かを記載するよう変更していきます。

加藤委員：

はい、例えば外国人となるとそのような方が何人いるのかが、分かりにくかったため、お聞きしました。その辺りを分かりやすくしていただけるといいと思います。

荻野委員：

最後の「中高生の市民参加を検討してもよいのではないか」という内容について、私は非常に良い意見だと思いました。教育委員会や学校に提案をして参加してもらえるといいと思いま

す。参加するために授業を受けられない場合、欠席ではなくきちんと対応できるような形をとれば、きっと中学生も高校生も参加できるのではないかなと思います。興味・関心を持って審議会等に参加し、子どもが本当に「まち」のことを考える事は、とてもいいことではないかと思います。検討をしていただけるとありがたいと思います。

事務局：

審議会までは、まだハードルが高いと今は考えています。ワークショップやアンケート調査をする際に子どもの意見も取り入れていけるところは取り入れてもらえるといいと考えています。審議会に行く前の段階でもいいかと考えていますが、審議会に入っていただきたいとお考えですか。審議会となると、学校の授業中に開催することが多いと思いますので、なかなか難しいと思いますが。

荻野委員：

私自身が思ったのは、ワークショップなどももちろんいいとは思いますが、審議会そのものも、教育関係者の理解が得られれば、（つまり教育委員会だとか、校長会だとかそういったところの理解が得られれば）できるのではないかと思います。何故なら、審議会への参加は一つの学習になり、回数もそれほど多くないと思います。参加するとなればその子なりにものすごく勉強して出てきてくれると思います。希望者はそれほど多くはないかもしれませんが、検討するのはいいことではないかと考えます。そういう関係者に聞いて話をするところから始めてはどうか。審議会に出てくることも学習の一つと考えるため、少しお話させていただきました。

事務局：

審議会の委員は、非常勤の特別職になりますので、そこに未成年を入れるかどうかについては、いろいろ検討の余地はあるのかと思います。

まずは、いろいろな形で市民参加の手法の中で、子どもを巻き込んでやってくというのは必要なことだと思っていますので、そのあたりは、ご了承いただきたいと思います。

会長：

現実中学生・高校生になると、なかなか大変だと思いますが、一応一つの意見ですので、事務局よろしくお願ひします。その他はよろしいでしょうか。

特に無いようですので、ここの意見の説明は終わったということによろしいですか。

事務局：

資料 3 の 4 評価結果につきまして検査の資料では委員の皆様のご個々の評価となっておりますので、市民参加推進評価会議としての意見をひとつにさせていただきたいと考えています。事務局提案といたしましては評価人数が多いところを委員会の意見とさせていただき、同数のところは多数決あるいはご協議の上ご決定いただきたいと思います。

会長：

この評価シートを見ていただきながら決めていく必要があります。従来ですと、大体厳しい評価にすべきだという意見がありまして、例えば今回の場合、5点5点の場合は「十分である」ではなく、「おおむね十分である」の方に評価厳しくする形にする。というやり方が今まで多いのですが、ここで確認をして逆の場合もありえるかもしれません。十分論議していきたいと思えます。

委員からのご意見で今回の会議では以下のとおりに評価しました。

- ①6点以上入った場合はその評価とする
- ②隣り合う評価に同数（5点5点）入った場合は厳しい評価とする
- ③3つの評価に意見が分かれた場合は、真ん中の評価とする

評価は以下のとおり

No.	対象事項	評価結果				担当課
		(1)	十分	おおむね十分	十分でない	
		(2)	十分	おおむね十分	十分でない	
		(3)	工夫している	まあまあ工夫	工夫されていない	
1	第2次安城市多文化共生プラン策定	(1)	6	4	0	市民協働課
		(2)	3	6	1	
		(3)	5	5	0	
No.	対象事項	評価結果				担当課
		(1)	十分	おおむね十分	十分でない	
		(2)	十分	おおむね十分	十分でない	
		(3)	工夫している	まあまあ工夫	工夫されていない	
2	第4次安城市男女共同参画プラン策定	(1)	7	3	0	市民協働課
		(2)	6	3	1	
		(3)	6	4	0	

3	第2次安城市市民協働 推進計画策定	(1)	8	1	1	市民協働課
		(2)	6	3	1	
		(3)	6	3	1	
4	第4次安城市地域福祉 計画の策定	(1)	7	3	0	社会福祉課
		(2)	4	3	3	
		(3)	5	5	0	
5	あんジョイプラン8の 策定	(1)	6	4	0	高齢福祉課
		(2)	5	4	1	
		(3)	5	5	0	
6	データヘルス計画及び 特定健診等実施計画の 策定	(1)	5	5	0	国保年金課
		(2)	4	4	2	
		(3)	3	6	1	
7	第3次食育推進計画の 策定	(1)	3	5	2	農務課
		(2)	3	6	1	
		(3)	2	6	2	
8	第3次安城市都市計画 マスタープラン（立地 適正化計画含む）策定	(1)	5	4	1	都市計画課
		(2)	3	4	3	
		(3)	2	6	2	
9	安城市地域公共交通網 形成計画の策定	(1)	6	4	0	都市計画課
		(2)	4	4	2	
		(3)	2	7	1	
10	安城市水道ビジョン策 定	(1)	5	3	2	水道工務課
		(2)	5	3	2	
		(3)	2	4	4	

以上で議事が終了しました。この評価会議の総論となりますが、皆さん、賛成反対の挙手をひとつお願いしたいと思います。今の話をご了承いただく方は手を挙げていただきたいと思います。

はい、ありがとうございました。全員の賛成で決まりました。

次に事務局より資料4、5の報告をお願いします。

事務局：

ありがとうございました。

次に事務局のから報告として、資料 4、5 の説明をします。

(事務局 資料 4、5 を説明)

何かご意見がありましたらお願いいたします。

小森委員：

資料 4 の、審議会等についてですが、対象と同じように、できれば、公募市民の内訳と男女比率、それから情報公開の内容①～⑤を記載してほしいです。資料が膨大になってしまうかもしれませんが、調査するのであれば、書いてもらうといいと思います。

会長：

特に意見が無いようですので、今日の議題は終わりました。

ありがとうございました。あとは事務局へお返しします。

典礼：

ありがとうございました。

次第 3 その他ということで、事務局から連絡をします。

市民協働課長：

本日は貴重なご意見いただきましてありがとうございました。その他ということで、次回の会議の開催についてお知らせをさせていただきます。

今回は 5 月 19 日金曜日の午前 10 時から正午まで。平成 28 年度の市民参加の実績についてご審議をいただく予定をしています。委員の任期は 5 月末までとなっていますので、次の 5 月の市民評価会議が最後となります。その後は改選となりますのでお願いします。

それでは、皆様の本当に活発にご議論・評価をしていただき、また作業も多い中にご協力ありがとうございました。今日いただきましたご意見につきましては、評価シート等にも反映をしていきたいと思えます。結果については、市長へ報告をしまして、その後公表をさせていただきます。本日の資料議事録についても、市公式ウェブサイトへ掲載していきますので、ご容赦ください。

以上で、第 2 回の安城市市民参加推進評価会議を終了とさせていただきます。

ありがとうございました。